

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出を 医療機関等向けポータルサイトのフォーム等で受付開始しました

令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に、期限付きの経過措置を設けることについて、令和5年1月17日付で、省令の一部を改正する省令を公布しました。

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、**事前に届出を行う**必要があります。

本経過措置はやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものとしていることから、引き続き、**システム事業者との調整や導入作業のご対応をできるだけ早期**にお願いします。

具体的な詳細については、厚生労働省HPや医療機関等向けポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出について

医療機関等向けポータルサイトでオンライン資格確認の経過措置の猶予届出の受付を開始しました。やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局においては下記を確認し、**遅くとも令和5年3月31日まで**に猶予届出を提出してください。（やむを得ない事情については、本紙の裏面をご確認ください）

<猶予届出については、原則下記のオンラインにてご提出ください>

医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページ上部右の「既にアカウントをお持ちの方はログイン」ボタンをクリックし、ログインしてください。
2. ログイン後、マイページから「**オンライン資格確認導入の猶予届出**」をクリックしてください。
3. 届出理由を選択し、選択した猶予類型に紐づく情報を入力してください。

※猶予届出の提出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。

医療機関等向けポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送でのお届けが可能です。

1. 猶予届出書の様式を、厚生労働省HP又は医療機関等向けポータルサイト等から、ダウンロードしてください。
2. 必要事項をすべて記載してください。（必要に応じて添付書類もご用意ください）
3. 社会保険診療報酬支払基金へ猶予届出書（紙媒体）を郵送してください。

（送付先）

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「**猶予届出書在中**」と記載してください。

義務化特設ページ▼

**猶予届出の提出方法や記載事項等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトの
オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。**



経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は裏面へ ▶▶▶

オンライン資格確認の「経過措置」対象となる保険医療機関・薬局

<経過措置とするやむを得ない事情>

やむを得ない事情	期限
(1)令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで) ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2)オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3)訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月目途）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで (遅くとも令和6年秋まで) ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ・自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 ・高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である） ・その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

令和5年3月末までにシステム改修が完了しない見込みの場合は、令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結いただき、遅くとも令和5年3月31日までに上記の経過措置(1)の届出をご提出いただく必要があります。

システム事業者との契約がお済みでない保険医療機関・薬局は、まず、システム事業者にご連絡し、お見積をご依頼いただき、提示されたお見積をご確認の上、早期にシステム事業者への発注をお願いします。

オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は 医療機関等向けポータルサイトで確認できます

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00



オンライン資格確認の原則義務化/経過措置に関する情報を公開中！

医療機関ポータル

検索